

提 案 す る 諸 条 例 等 の 制 定 要 旨

議案第21号 南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）により、超過勤務の免除対象となる子の範囲の拡大、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備をするもの、その他所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和7年4月1日外と定めています。

議案第22号 南あわじ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）により、本条例において引用する条項に変更が生じることから、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和7年4月1日と定めています。

議案第23号 南あわじ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和6年人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）の改正に準拠し所要の改正を行うものです。主な内容は、昇給制度の見直し、早期昇格者の処遇改善、扶養手当の見直し、通勤手当の引上げ、管理職員特別勤務手当の支給時間帯の拡大及び再任用職員への手当支給の拡大に係る改定を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和7年4月1日外と定めています。

議案第24号 南あわじ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）の内容に準じて、旅費の計算等に係る規定の簡素化、旅費の支給対象の見直し、市費の適正な支出の確保その他所要の規定の整備を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和7年4月1日と定めています。

議案第 25 号 南あわじ市副市長定数条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、副市長の定数を 1 人から 2 人に変更することに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。

議案第 26 号 南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和 6 年人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 72 号）に準拠し、特定任期付職員業績手当の廃止、特定任期付職員への勤勉手当の支給、期末手当の支給割合の改定、その他所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 7 年 4 月 1 日外と定めています。

議案第 27 号 南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、医師職であるパートタイム会計年度任用職員に対して支給する初任給調整手当に相当する報酬の上限について、人事院勧告に準拠し、常勤職員に係る当該手当に関する規定を引用するため改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。

議案第 28 号 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

この条例制定は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）の公布に伴い、関係条例において引用する「懲役」又は「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものその他所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 7 年 6 月 1 日と定めています。

議案第 29 号 南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）が公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が改正されたことに伴い、本条例において引用する条文にずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 7 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 30 号 南あわじ市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）が公布されたことにより、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が改正され、電子情報処理組織による申請等に係る署名が必要な場合の措置として、個人番号カードに加えてカード代替電磁的記録の利用に関する規定が追加されたため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 7 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 31 号 南あわじ市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 394 号）が公布され、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35 年以上」区分が追加されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 7 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 32 号 南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、当該施設を観光資源として有効活用し、地域や観光客にとっての魅力を高め、更なる集客を図るため休館日を改定するものその他所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 7 年 4 月 1 日外と定めています。

議案第 33 号 南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）が公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が改正されたことに伴い、本条例において引用する条文にずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 7 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 34 号 南あわじ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

この条例制定は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）により、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に乳児等通園支援事業の規定が追加され、同法第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、当該事業に係る設備及び運営の基準について定めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 7 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 35 号 南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、地籍調査の成果等を利活用するため、地籍調査成果等資料について交付手数料を定めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 7 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 36 号 南あわじ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、道路法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 31 号）により、道路の占用の許可に係る工作物、物件又は施設に自動運行補助施設が追加されたことに伴い、当該施設に関する規定を追加するものその他所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 7 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 37 号 南あわじ市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年国土交通省令第 12 号）により、本条例において引用する省令名が改められたことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。

議案第 38 号 南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、市営市場団地の用途廃止に伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 7 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 39 号 南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例制定について

この条例の一部改正は、地方公営企業法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 358 号）が公布されたことに伴い、本条例において引用する条文にずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 7 年 4 月 1 日と定めています。

